

## 所沢市文化振興事業団有料広告審査会設置要綱

(設置)

第1条 所沢市文化振興事業団有料広告の掲載に関するガイドラインに基づき、所沢市文化振興事業団刊行物等広告媒体への有料広告掲載の可否等について審査するため、所沢市文化振興事業団有料広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 有料広告掲載の可否に関すること。
- (2) 有料広告案の審査に関すること。
- (3) その他有料広告掲載に関すること。

(審査会の構成等)

第3条 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 事務局長
- (2) 総務課長
- (3) 事業課長
- (4) グループリーダー

2 事務局長は、会議を招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。